

令和 7 年度 フォークリフト運転技能講習実施のご案内

〒849-0921 佐賀市高木瀬西三丁目 1 番 2 0 号
(公社) 佐賀県トラック協会内
陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部
TEL 0952-30-3456 FAX 0952-31-6441
インボイス登録番号：T4-0104-0500-1852
(佐賀労働局登録番号 第3-1号 登録有効期限2029.3.30)

最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務(道路上走行運転を除く)については、都道府県労働局に登録する教習機関が行うフォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ従事させてはならない、という就業制限が定められています。
つきましては、当支部において標記講習を下記のとおり実施しますので、ご案内申し上げます。

記

1 講習日時・場所【唐津会場】

講習区分		月	日	時	場	所
学科	A・B	令和7年 7月1日(火)		8:30~18:10	唐津市山本字空郎治1502 (公社)佐賀県トラック協会 唐津分室	
	A・B	7月2日(水)		8:15~17:30	唐津市中瀬通10-37 松浦通運 株式会社	
実技	B	7月3日(木)				
		7月4日(金)				
定員 30名				電話予約受付開始日 5月22日(木)から		
電話予約受付時間 午前9時~午後5時 【土・日・祝日除く】						

* 原則として上記の日程で実施しますが、天候不良や受講申込者が少ない場合等に日程を変更または中止することがあります。

2 受講者区分および受講料等

受 講 者 区 分		受 講 料	テキスト代	合 計
A	自動車の大型特殊免許のある人 (カタピラ限定を除く) 【学科1日 実技1日(初日のみ)】	16,500円 (税 込)	1,650円 (税 込)	18,150 円 (内消費税10%) (税額1,650円)
B	普通免許 準中型免許 自動車の 中型免許 のある人 大型免許 【学科1日 実技3日間(連続)】	28,600円 (税 込)	1,650円 (税 込)	30,250 円 (内消費税10%) (税額2,750円)

※ 受講料及び取扱い商品は全て税率10%です。

3 講 習 科 目

学 科 講 習	実 技 講 習
○ 関 係 法 令 【1時間】	○ フォークリフトの走行の操作【20時間】
○ フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識 【2時間】	
○ フォークリフトの荷役(走行)に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 【4時間】	○ フォークリフトの荷役の操作【4時間】

* 学科・実技それぞれの講習の最後に修了試験を行います。

4 予約方法及び予約の際の注意事項

- (1) 電話による予約により受講枠を確保してください。(電話予約以外は不可)
案内に記載の予約開始日時以前の予約は受け付けません。
- (2) 受講者多数のため、予約は原則として **1会社2名まで**といたします。
- (3) 受講区分A(大型特殊免許)は、**定員を原則3名まで**といたします。
お持ちの運転免許証の種類を確認の上、予約してください。

5 申込の手続き及び注意事項

- (1) 電話予約後、おおむね10営業日以内に申し込みの手続きを行ってください。
申込書は、下記住所へ直接持参もしくは郵送してください。

〒849-0921 佐賀市高木瀬西3丁目1番20号
(公社) 佐賀県トラック協会内 陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部 宛

申込手続きは、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までといたします。
郵送の場合は、受講料の入金の確認後、学科の1週間前までに折返し受講票と領収証を返送しますので、**必ず返信用の封筒(定形110円切手貼付)を同封**してください。
予約をキャンセルする場合は、当支部まで必ずお電話をお願いします。

申込書は陸災防佐賀県支部のホームページ <https://www.rikusaibou-saga.jp/> (「様式ダウンロード」ページの申込書PDFデータ) からダウンロード、必要事項をご記入ください。申込書には次の書類等を添付してください。

- 3か月以内に撮影した写真2枚(3.5cm×2.5cm上半身無帽無背景) ※紙印刷不可
- 自動車運転免許証の写し(コピー)を貼付。
- 申込(受講)者氏名欄は、受講者本人の氏名を記入のうえ **必ず押印**のこと。

(2) 受講料の支払い

受講料は申込時に直接支払い、又は現金書留・銀行振込みで納付してください。

【振込先】
佐賀銀行高木瀬支店 普通口座1010058
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 佐賀県支部

※ 受付後は、原則として受講料の払戻しや日程の変更はいたしません。

6 そ の 他

- (1) 本講習の修了試験合格者には、後日「修了証」を交付します。
- (2) 受講票は、修了証交付の際に必要ですので、大切に保管してください。
- (3) 受講者から当協会へ提出いただいた個人情報、労働安全衛生法等の規定に基づき講習修了の履歴、修了証の発行等の為に利用するものです。目的以外に使用することはない、厳重な管理に努めております。
- (4) **本案内を、インボイス(適格請求書等)としてご利用ください。**